



2025年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社カクコム
代 表 者 名 代表取締役社長 村上 敦浩
(コード番号：2371 東証プライム)
問 い 合 せ 先 取締役上級執行役員CFO 粕谷 進一
T E L 03-5725-4554

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月19日開催予定の当社第28回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本年3月19日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を通じた企業価値の向上を図るため、本年6月19日開催予定の当社第28回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業目的についてより現状に即した内容に改め、また、今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を変更・追加・整理するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2025年6月19日（木）
定款変更の効力発生日（予定）	2025年6月19日（木）

以 上

【別 紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1. ～2. <条文省略> <新 設>	1. ～2. <現行どおり>
<u>3. コンピュータ及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する下記業務</u>	<u>3. ウェブサイト、ウェブコンテンツ、その他インターネットを利用した各種サービス等の企画、制作、販売、配信、運営及び管理</u>
(1)開発、製造及びその設備投資	<u>4. コンピュータ、その関連機器システム及びソフトウェアの企画、設計、開発、構築、運営、保守、リース、レンタル、販売、輸出入、仲介、計算受託及び運用指導並びにそれらのコンサルティング業務</u>
(2)販売、輸出入及び仲介	
(3)保守及び修理	
(4)運用及び要員派遣	
(5)計算受託業務	
(6)リース及びレンタル	
<u>4. ～9. <条文省略></u>	<u>5. ～10. <現行どおり></u>
<u>10. 電話加入権の売買</u>	<削 除>
11. ～33. <条文省略>	11. ～33. <現行どおり>
<u>34. 貴金属証拠金取引業</u>	<削 除>
<u>35. 商品先物取引業</u>	<削 除>
<u>36. <条文省略></u>	<u>34. <現行どおり></u>
<新 設>	<u>35. 建物のリフォーム及びメンテナンス業務の仲介及び斡旋</u>
<新 設>	<u>36. コールセンター業務</u>
<u>37. <条文省略></u>	<u>37. <現行どおり></u>
第3条 <条文省略>	第3条 <現行どおり>
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会	(1)取締役会
<u>(2)監査役</u>	<削 除>
<u>(3)監査役会</u>	<u>(2)監査等委員会</u>
<u>(4)会計監査人</u>	<u>(3)会計監査人</u>
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式等	第 2 章 株式等
第 6 条～第11条 <条文省略>	第 6 条～第11条 <現行どおり>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第12条～第18条 <条文省略>	第12条～第18条 <現行どおり>
第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は 1 1 名以内とする。 <新 設> (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ② <条文省略> ③ <条文省略> <新 設> <新 設>	第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 1 1 名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② <現行どおり> ③ <現行どおり> ④ <u>当社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> ⑤ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> ＜新 設＞ ＜新 設＞ 第22条～第24条 ＜条文省略＞ (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議方法) 第26条 ＜条文省略＞ ＜新 設＞	(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜削 除＞ ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第4項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> 第22条～第24条 ＜現行どおり＞ (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法) 第26条 ＜現行どおり＞ <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規則) 第28条 <条文省略> (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条 <条文省略>	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規則) 第29条 <現行どおり> (報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第31条 <現行どおり>
<u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> (員数) 第31条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u> (選任方法) 第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	<削 除> <削 除> <削 除>

現 行 定 款	変 更 案
(任期) <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>	< 削 除 >
(常勤の監査役) <u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	< 削 除 >
(監査役会の招集通知) <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	< 削 除 >
(監査役会の決議方法) <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	< 削 除 >
(監査役会の議事録) <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	< 削 除 >
(監査役会規則) <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	< 削 除 >
(報酬等) <u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	< 削 除 >

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第40条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意で重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>② 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>	<削 除>
<新 設> <新 設> <新 設> <新 設> <新 設>	<u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
<新 設>	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 <u>41</u> 条～第 <u>42</u> 条 <条文省略>	第 <u>37</u> 条～第 <u>38</u> 条 <現行どおり>
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 <u>43</u> 条～第 <u>46</u> 条 <条文省略>	第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 <現行どおり>
<新 設>	附 則
<新 設>	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の第 2 8 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意で重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>

以 上